平成25年6月21日

「学部授業内講演実施についての申合せ」に係る留意点について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 研究院事務室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会計課

　「学部授業内講演実施についての申合せ」のとおり、学部における授業内講演に係る謝金支給額が、１回につき10,000円を超える場合は、学部長（世界教養プログラムの場合は、世界教養プログラム運営室長）の事前承認が必要となりました。

　つきましては、10,000円を超える場合における提出書類の記載に関する留意点について、お知らせします。

　　①謝金支給額が10,001円～20,000円の場合、研究補助等申請書に担当教職員の氏名の記入・捺印に加え、下段に学部長等名を記入し、捺印されたものを会計課調達経理係にご提出ください。

　　②謝金支給額が20,000円を超える場合は、①と同様に学部長等の承認(捺印)された研究補助等申請書と本学の基準単価（20,000円）を超える単価設定を行ったことに関する理由書が必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 金額の範囲 | 留意事項 |
| 10,000円 | 従前と同様 |
| 10,001円～20,000円 | 研究補助等申請書に学部長等の承認印が必要 |
| 20,001円～57,000円 | ①研究補助等申請書に学部長等の承認印が必要②講演に関する本学謝金単価基準額の20,000円を超えるため単価設定理由書が必要 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○申合せに関する問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究院事務室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　内線5558

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail:ok@tufs.ac.jp

○提出書類に関する問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会計課調達経理係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　内線5138、6598

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail:kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp